

施策名(節)： 計画的土地利用（新市街地整備課）

担当課

新市街地整備課

I. 令和5年度 施策評価

1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます 第1節 計画的土地利用
成果目的 (総合計画基本方針)		都市の健全な発展と秩序ある市街地整備を推進するため、農業等との調和を図りつつ、計画的な土地利用を推進します。 地域の活性化と定住促進に向けて新たな市街地整備を推進します。 住民や企業と連携した良好な市街地環境の形成・保全を推進します。 適切な都市づくりのため、「久御山町都市計画マスタープラン」を推進します。
施策の実施期間		平成 28 年度 ~ 令和 7 年度
第5次総合計画策定時の課題		本町は、国道1号など充実した広域幹線道路網の交通基盤を活用し、農業との調和を図りつつ、工場等の諸産業の進出や住宅地の開発により発展してきました。近年では、第二京阪道路や京滋バイパス等が整備され、その交通結節点には商業核が形成されるなど、地域特性を生かした新たな土地利用も進んでいます。その一方、既存の市街化区域内では概ね都市的土地利用が図られており、新たな開発用地がない状況にあります。 本町の人口は、昭和60年をピークに減少を続けていますが、世帯数については、核家族世帯や単独世帯が近年では増加しています。また、20歳から30歳代の町外への転出も多く、定住化を促すための住み替え需要や世帯分離などの受け皿となる新たな住宅地の確保が求められています。 既存の工場等企業の事業拡大に対応するとともに、安定した雇用や税収を増やすための地域産業の維持・活性化に向けた新たな産業用地の確保が求められています。
総合計画基本計画(項目)		①計画的な土地利用の推進 ②新たな市街地整備の推進 ③良好な市街地環境の形成・保全 ④住民合意のまちづくりの推進
主な事務事業の取組内容		新市街地(みなくるタウン)整備事業において、産業立地促進ゾーンの農振白地区域を第1期整備地区として土地区画整理準備組合を設立し、京都府への事業認可申請を行い、本組合設立を目指して先行して取り組む。また、第2期整備地区及び住街区促進ゾーン先行エリアにおいても、地権者組織であるまちづくり協議会を設立し、事業推進に向けて地権者の合意形成を図る。

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 地区計画箇所数	箇所	7	9	9	9	11
【 成果指標 】 市街地の面積(市街化編入した面積)	ha	405.9	—	423.6	423.6	464.6
【 成果指標 】 人口(住民基本台帳 人口動態より)	人	16,332	—	15,464	15,334	16,000
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。

3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	58,106
令和 5 年度 決算額 (a)	139,037
令和 6 年度 予算額 (b)	102,027

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 新市街地(みなくるタウン)整備事業において、産業立地促進ゾーン第1期整備地区については、業務代行予定者により、土地利用計画や事業計画の策定に向け、地権者勉強会や個別面談を実施するなど、事業推進が図られたところである。また、産業立地促進ゾーン第2期整備地区および住街区促進ゾーン先行エリアにおいても、事業化検討パートナーとの覚書を締結するなど、事業を計画的に進めたところである。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 都市計画マスタープランに位置付けている産業立地促進ゾーン及び住街区促進ゾーンについては、土地利用の推進に向けた取組を進めていることから、概ね妥当と考える。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
		<p>新市街地(みなくるタウン)整備において、産業立地促進ゾーンの第1期整備地区においては土地区画整理準備組合、第2期整備地区及び住街区促進ゾーン先行エリアについては、まちづくり協議会が設立され、事業が具体性を持ってくる中で、3地区ともに事業スケジュールが異なること、また、産業立地促進ゾーンと住街区促進ゾーンの目的も異なる中で、一体的な土地区画整理事業として地権者への丁寧な説明が必要である。同時に、都市計画決定や農地転用など、関係機関との相互連携を図る必要がある。</p>
施策の方向性	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針かとその理由を記入する。 町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
		<p>前述のとおり、新市街地(みなくるタウン)整備については、各整備地区ごとに事業を推し進めるとともに、3地区間においても、相互連携を図り、地権者に地区ごとの特性等を理解していただきつつ、情報共有を図っていく。</p>

II. 第5次総合計画期間(平成28年度～令和5年度)の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間(平成28年度～令和5年度)について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。	
	土地区画整理事業については、複数年に渡る事業であり、単年度ごとの指標では判断しづらいものではあるが、地権者の合意形成を図るため、個別面談や土地区画整理事業に対する勉強会を開催するなど、事業が円滑に進むよう努めてきた。		
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<観点>	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。	
	土地区画整理事業については、複数年に渡る事業であり、事業としての結果が見えづらいものではあるが、産業立地促進ゾーン第1期整備地区については、令和2年にまちづくり協議会を設立し、令和4年度には土地区画整理事業準備組合を設立するなど、事業を進めてきた。また、産業立地促進ゾーン第2期整備地区、住街区促進ゾーン先行エリアについても、令和4年度にまちづくり協議会を設立し、令和5年度には事業化検討パートナーを決定するなど、みなくるタウン全体として一体的に、各関係機関と調整を行いながら事業を進めてきた。		

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 都市計画推進事業 (新市街地整備)	義務自治	インフラ	まちの総合的な土地利用を進めるため、第5次総合計画及び都市計画マスタープランに基づき、計画的かつ適正な都市計画を推進する。平成29年度以降においては、産業立地促進ゾーン及び住街区促進ゾーンにおける土地利用計画案の作成や事業手法の検討を実施している。産業立地促進ゾーンの第1期整備地区においては、土地区画整理準備組合が設立され、組合と業務代行予定者と連携し、事業認可申請や本組合設立に向けて事業を進めているところである。また、第2期整備地区及び住街区促進ゾーン先行エリアでは、地権者組織である「まちづくり協議会」が設立され、地権者調整を図るとともに事業計画素案の作成を進めていく。	139,037 (149,047)	102,027	B 新市街地(みなくるタウン)整備について、産業立地促進ゾーンの第1期整備地区については、事業計画を作成し、本組合設立の認可申請に向け事業を進めていく。また、産業立地促進ゾーンの第2期整備地区及び住街区促進ゾーンの先行エリアについては、意向調査や個別面談を実施し、地権者と合意形成をはかり、土地区画整理事業準備組合を設立を目指す。
②						
③						
(a) 決算額・予算額 計				139,037 (149,047)	102,027	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 - 經常: 經常的事務事業(主に義務的、經常的に行われている事務事業)
 - 施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業
- <人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： **計画的土地利用（建設課）**

担当課

建設課

I. 令和5年度 施策評価

1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます 第1節 計画的土地利用
成果目的 (総合計画基本方針)		都市の健全な発展と秩序ある市街地整備を推進するため、農業等との調和を図りつつ、計画的な土地利用を推進します。 地域の活性化と定住促進に向けて新たな市街地整備を推進します。 住民や企業と連携した良好な市街地環境の形成・保全を推進します。 適切な都市づくりのため、「久御山町都市計画マスタープラン」を推進します。
施策の実施期間		平成 28 年度 ~ 令和 7 年度
第5次総合計画策定時の課題		本町は、国道1号など充実した広域幹線道路網の交通基盤を活用し、農業との調和を図りつつ、工場等の諸産業の進出や住宅地の開発により発展してきました。近年では、第二京阪道路や京滋バイパス等が整備され、その交通結節点には商業核が形成されるなど、地域特性を生かした新たな土地利用も進んでいます。その一方、既存の市街化区域内では概ね都市的土地利用が図られており、新たな開発用地がない状況にあります。 本町の人口は、昭和60年をピークに減少を続けていますが、世帯数については、核家族世帯や単独世帯が近年では増加しています。また、20歳から30歳代の町外への転出も多く、定住化を促すための住み替え需要や世帯分離などの受け皿となる新たな住宅地の確保が求められています。 既存の工場等企業の事業拡大に対応するとともに、安定した雇用や税収を増やすための地域産業の維持・活性化に向けた新たな産業用地の確保が求められています。
総合計画基本計画(項目)		①計画的な土地利用の推進 ②新たな市街地整備の推進 ③良好な市街地環境の形成・保全 ④住民合意のまちづくりの推進
主な事務事業の取組内容		第5次総合計画や都市計画マスタープランに位置づけられた区域等において調査を行い、また地権者の土地利用に関する意向把握を実施していくとともに、今後の課題等を明確にしていく中で、次期線引きに向けた整理を行い、良好な市街地環境の形成、保全を行う。

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 地区計画箇所数(新市街地整備課)	箇所	7	9	9	9	11
【 活動指標 】 地籍調査着手面積	km ²	0	0.3	1.0	1.1	0.4
【 活動指標 】 空き家の件数(年度末時点)	件	—	16	28	30	12
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。

3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	22,979
令和 5 年度 決算額 (a)	17,069
令和 6 年度 予算額 (b)	18,920

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する「前年度評価」と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する「長期評価」の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。	
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。	

近年、豪雨による浸水等被害は全国各地で頻発しており、本町でもその危険性は懸念される場所である。地籍調査が完了していれば、土地境界の復元が円滑かつ迅速に進められ、災害からの復旧実現性が高まるため、事業内容としては概ね妥当である。

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
		<p>■国・府の社会情勢や法制度の変化 人口減少はますます加速し、更なる空き家の増加が見込まれる。</p> <p>■上記変化への対応が必要となる町の課題 適切に管理されない物件が増加すると、生活環境に悪影響を与える可能性が懸念されるばかりか、相続登記がなされず放置されると所有者不明土地が発生する可能性がある。</p>
施策の方向性	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針とその理由を記入する。 町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
		<p>■本施策の今後の方向性(拡充、維持、縮小/廃止) 維持</p> <p>■町として必要な課題に対する取り組みの方針 令和6年4月から開始された「相続登記の義務化」を適宜案内するなど、所有者不明土地が生まれないよう取り組んでいく必要がある。 空き家対策については、令和6、7年度で策定する住生活基本計画のなかで再度調査を実施し対策を検討する。</p>

II. 第5次総合計画期間（平成28年度～令和5年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。	
指標②地籍調査業務では、各年度において概ね予定通り実施できた。 指標③空き家については、年度ごとに増減があるものの、平成28年度対比では減少している。また、現在把握している物件は管理者を特定できており、適切に管理するよう指導することで対応できているが、今後更なる増加が予測される。			
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<観点>	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。	
空き家については、平成28年度より減少しているものの今後更なる増加が予測され、目標の12件は達成できない見込みである。ただし、現在把握している空き家の所有者及び管理者は特定できているため、適正な管理について指導していくとともに、空き家バンク等を活用し可能な限り増加を防いでいく。			

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 空き家対策事業	任意自治	政策	空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、町内の空き家について調査を行い、空き家の適切な管理等を推進する。また、今後空き家を増やさないために、「空き家バンク」や「空き家相談」等の活用を図る。	0 (770)	0	B 通報等に基づき調査を行い、文書等で適切な管理を促す。空き家所有者向けに相談会や空き家バンクの広報を行う。
② 地籍調査事業	任意自治	政策	地籍調査は、土地の境界や面積を調査し、地籍図と地籍簿を作成するものであり、登記所にも置かれ、登記簿が修正され、円滑な土地利用や早期の災害復旧に活かされる。	11,578 (15,813)	14,920	B 災害復旧等に備え、地籍調査事業を実施する。
③ 公共用地測量登記事業	任意自治	経常	適正な開発を推進するため、道路用地寄付に伴う境界確定図及び地積測量図の作成、登記事務を委託する。	2,005 (2,775)	4,000	B 開発協議等の中で用地確保を進めている事業であり、実施手法を変更する必要はない。
④ 都市計画推進事業 (都市計画定期見直し)	義務自治	政策	京都府をはじめとする関係機関と連携を図りながら、都市計画の決定・変更等を実施する。	3,486 (6,951)	0	B 都市計画マスタープランに位置づけられている区域について、市街化区域への編入(線引き)を検討し、編入にあたっての土地利用計画や整備手法等の検討や、課題の明確化、案の作成を行っていく。
⑤						
決算額・予算額 計 (a)				17,069 (26,309)	18,920	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

- <区分1>
 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)
- <区分2>
 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
 施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業
- <人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

- <取組方針>
 新: 新規事業
 A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
 B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
 C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
 D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
 E: 統合(今後、他事務事業と統合)
 F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： **公共交通**

担当課

新市街地整備課

I. 令和5年度 施策評価

1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます 第2節 公共交通
成果目的 (総合計画基本方針)	地域住民の移動手段の確保と公共交通不便地域の解消に努め、合理的・効率的な地域公共交通ネットワークの形成を推進します。 地域住民の通勤・通学、町内企業の就業者の公共交通である路線バスの利便性向上に努めます。	
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度	
第5次総合計画策定時の課題	本町では、公共交通手段としてバス交通に依存していますが、路線バスについては、近鉄電車大久保駅、京阪電車中書島駅や淀駅へと、町内から各鉄道駅へ連結しています。住民や町内企業の就業者にとって、路線バスは町内における重要な公共交通であることから、より利便性の高い運行時間が望まれます。また、町内には国道1号をはじめ、幹線道路が多くあることから、運行の定時性の確保が大きな課題です。 町内の公共施設等を結ぶ公共交通については、平成16年から巡回バスを運行していましたが、車両耐用年数が過ぎていること、利用者が伸び悩んでいることや費用対効果等から抜本的な見直しを行うこととなりました。本町にとって、持続可能な地域公共交通システムの形成が必要です。 高齢者や障害のある人に配慮したバス等のバリアフリー化や、快適な利用環境の構築が必要です。	
総合計画基本計画(項目)	①総合的な公共交通ネットワークの形成 ②バス交通の利便性の向上	
主な事務事業の取組内容	デマンド乗合タクシー(のってこタクシー)の運行、70歳以上の高齢者を対象にした専用バス回数券等購入助成、久御山町地域公共交通網形成計画の施策の実施、久御山町地域公共交通協議会の開催など。	

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 デマンド乗合タクシー利用登録者数(累計)	人	1,314	2,000	2,178	2,254	3,000
【 活動指標 】 デマンド乗合タクシー運行本数(1日平均便数)	便	9.89	22.00	4.64	5.13	25.00
【 成果(結果)指標 】 デマンド乗合タクシー利用者数(年間)	人	1,400	9,000	2,056	2,268	10,000
【 活動指標 】 高齢者専用バス回数券等購入助成対象者	人	2,912	3,300	3,964	4,000	3,500
【 成果(結果)指標 】 高齢者専用バス回数券等購入助成申請者数	人	858	800	612	674	1,000



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	8,273
令和 5 年度 決算額 (a)	10,560
令和 6 年度 予算額 (b)	4,327

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。	

のってこタクシーの利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ時期もあったが、近年は、コロナ禍前の利用者数に戻ってきており、地域住民の移動手段の確保など、地域住民の足として十分定着していると考えている。また、高齢者専用バス回数券等購入助成については、申請者数は増加しているものの、引き続き、住民周知を行っていく。さらに、令和5年度までの計画期間である久御山町地域公共交通網形成計画に基づく施策については、概ね実施できたと考えている。

のってこタクシーについては、地域住民の移動手段の確保、高齢者の外出支援及び交通不便地域の解消が大きな目的であり、のってこ優タクシーと合わせた利用者数等の実績からも、高齢者層を中心に定着していることから、事業については妥当と判断できる。しかしながら、将来のまちづくりと連携した公共交通の構築を図り、持続可能なものとしていくため、モビリティ・マネジメントを通じて、若年層を中心とした住民の意識醸成を図る必要がある。

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
		<p>のってこタクシーについては、主な利用者が高齢者であるため、若年層への周知が必要ではあるものの、利用者の増加と併せて、近年のタクシー料金値上げ等もあり、財政負担が大きくなっているのが現状である。令和5年度の公共交通協議会において、利用者負担額の値上げについて議論を行い、現時点では据え置きとしているものの、今後の状況を注視する中で、乗合率も見据えながら、事業展開を図る必要がある。</p> <p>また、路線バスについては、運転手不足などを理由として、バス事業者によるダイヤの減便などが実施されており、事業者や関係行政機関と連携を図る中で、住民の生活交通と利便性向上について考えていく必要がある。</p>
施策の方向性	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針とその理由を記入する。 町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針が記入する。
		<p>今後とも、路線バスやのってこタクシーの利便性向上のためにも、財政面を考慮した上で事業を展開し、住民の意識醸成を図っていく。また、バス事業者の運転手確保など、様々な課題がある中で、本町の公共交通の維持・発展を視野に、広域的に見据えて考えていく。</p>

II. 第5次総合計画期間（平成28年度～令和5年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度（令和7年度）の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>		別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた（できなかった）理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。
			町内の公共交通施策については、路線バスやのってこタクシーの運行を図る中で、効率的な地域公共交通ネットワークを推進してきたところであり、地域住民の移動手段の確保など、一定の成果があったものと考えている。また、バス停留所の環境整備を進めるため、ベンチや上屋の整備を行ってきたところであり、今後とも、公共交通の利便性向上に努めていきたいと考えている。
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度（令和7年度）の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<観点>		別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。
			総合計画の期間中、新型コロナウイルス感染症の影響により、路線バス及びのってこタクシーの利用者が減少し、厳しい局面を迎えた時期もあったが、その利用者も戻りつつあり、地域住民の足として定着してきたところである。今後とも、公共交通の利便性を図るためには、若年層への周知が重要であると考えており、モビリティ・マネジメントの取組を進めていく。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① デマンド乗合タクシー(のってこタクシー)運行事業	任意自治	政策	地域住民の移動手段の確保と公共交通不便地域の解消を目的として、町内の路線バスを補完する役割を担うデマンド乗合タクシー(のってこタクシー)を運行する。	2,716 (7,336)	3,413	B 平成27年12月末をもって事業廃止となった巡回バス(のってこバス)の理念を踏襲し、地域住民の移動手段の確保と公共交通不便地域の解消のため、デマンド乗合タクシーを運行するとともに、住民の移動手段の1つとして、今後とも利便性向上を図っていく。
② 公共交通推進事業	任意自治	政策	住民にとって安全で快適に利用できるバス交通の充実を図るため、のってこタクシーを含めた体系的な町内公共交通網を構築する。 久御山町地域公共交通網形成計画に定められた施策である、御牧地区を中心とした交通不便地域の解消を図るための運行サービスの検討やワークショップ、MM(モビリティ・マネジメント)等を通じて公共交通の意識醸成を図る。 また、70歳以上の高齢者を対象に高齢者専用バス回数券及びのってこタクシー利用回数券の購入助成や路線バスの運行補助を行う。	7,844 (13,234)	914	B 「久御山町地域公共交通網形成計画」(令和元年度～令和5年度)について、計画期間としては終了したが、課題抽出を行った上で、その内容を踏襲し、引き続き公共交通施策を実施する。また、久御山町総合計画等の他計画との整合性を図った上で、新たな計画策定に向けた検討を図る。
③						
④						
(a) 決算額・予算額 計				10,560 (20,570)	4,327	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

- <区分1>
 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)
- <区分2>
 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
 施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業
- <人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

- <取組方針>
 新: 新規事業
 A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
 B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
 C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
 D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
 E: 統合(今後、他事務事業と統合)
 F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： **道路**

担当課

建設課

I. 令和5年度 施策評価

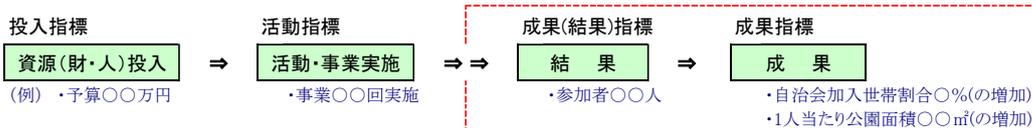
1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます 第3節 道路
成果目的 (総合計画基本方針)	渋滞の解消による円滑な道路交通の確保を推進します。 道路等の効率的な維持管理を推進します。 身近な道路の安全性の強化を推進します。	
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度	
第5次総合計画策定時の課題	町内の幹線道路では朝夕に東西方向で交通渋滞がみられ、生活道路にも通過交通が流入しています。歩行者等の安全の確保や公共交通の定時性確保、地域産業の活性化のため、交通渋滞の緩和が大きな課題です。 第二京阪道路や京滋バイパスの開通に伴い、京都南道路(国道1号)や国道478号が整備されました。より円滑な交通の実現をめざし、道路ネットワークの検証が必要です。 道路や橋りょうについては、建設から長年経過しているものが少なく、大規模修繕には多額の費用が必要となります。老朽化を防止し、長寿命化を図るため、計画的な維持管理を行う取組が必要です。 歩行者や自転車などの安全を確保し、親しみと潤いのある身近な道路環境の整備が求められています。	
総合計画基本計画(項目)	①幹線道路の整備促進 ②道路・橋りょう等の効率的な維持管理の推進 ③身近な道路の安全確保等の推進	
主な事務事業の取組内容	道路橋梁新設改良整備事業・道路橋梁維持管理事業・地下道維持管理事業・橋梁長寿命化計画策定事業・道路台帳等管理事務事業・道路の正しい利用と愛護思想啓発事業	

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27	R 2	R 4	R 5	R 7
		当初実績	総計中間目標	実績値	実績値	総計目標
【 5次総計目標 】 町道舗装率	%	98(H25)	99	99.5	99.5	100
【 活動指標 】 歩道設置(拡幅)延長	m	40.2		0.0	0.0	
【 】						
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	89,811
令和 5 年度 決算額 (a)	89,351
令和 6 年度 予算額 (b)	134,715

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 道路橋梁新設改良事業に係る舗装改良や道路改良等の整備工事については、当初の計画どおり概ね達成されている。また、道路・地下道等の維持管理事業や道路台帳管理事務事業についても当初予定していた業務が実施できている。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 計画的な道路整備工事の実施、自治会要望等による道路補修工事等や年間を通しての地下道や樹木の管理を行うことにより地域住民の安全を確保し、住環境の整備を図っており、今後も事業の必要性は大きい。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> ・国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 ・上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
		<p>■国・府の社会情勢や法制度の変化 都市化が進展する中で整備された道路や橋梁等のインフラ施設が、建設から相当年数経過しており、老朽化が懸念される。</p> <p>■上記変化への対応が必要となる町の課題 計画的な維持補修が必要だが、多額の費用が必要となってくる。</p>
施策の方向性	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> ・次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針とその理由を記入する。 ・町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
		<p>■本施策の今後の方向性(拡充、維持、縮小/廃止) 維持</p> <p>■町として必要な課題に対する取り組みの方針 道路、橋梁等の老朽化を防ぎ、長寿命化を実現するために、計画的な点検と補修を実施してインフラ施設を永続的に維持管理していくことが求められている。</p>

II. 第5次総合計画期間（平成28年度～令和5年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。	
指標①舗装率は99.5%と、ほとんど全ての町道が舗装されており、概ね達成できている。			
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<観点>	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。	
道路橋梁新設改良事業に係る舗装改良や道路改良等の整備工事、道路・地下道等の維持管理事業については、概ね達成できている。道路台帳管理事務事業についても問題なく保守管理及び更新を行っているが、システム自体の更新に向けて検討していく必要がある。			

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 道路橋梁新設改良整備事業	任意自治	インフラ	道路の安全と円滑な地域内交通を確保するため、適切な道路の補修・改良を行い、計画的な道路整備を推進する。	3,938 (7,403)	45,700	B 安全かつ円滑な地域内交通を確保するため、計画的な道路整備を実施する。
② 道路橋梁維持管理事業	任意自治	インフラ	町道の機能維持と環境保全のため、道路の定期的な清掃や樹木の剪定等を適正に行う。	62,446 (70,531)	72,750	B 快適な道路環境の提供のため、道路の維持管理に努める。
③ 道路台帳等管理事務	任意自治	経常	道路の適正な管理を行うため、道路及び法定外公共物の台帳の整備を行う。	2,310 (3,080)	2,470	B 道路台帳、境界確定図等を毎年更新するとともに、適切な保守管理を行うことでシステムの安定的な運用を行う。
④ 道路の正しい利用と愛護思想啓発事業	任意自治	経常	道路の正しい利用への理解と関心を高め、道路愛護思想の普及を図るため、道路の正しい利用についての広報や8月10日の「道の日」に合わせ道路愛護思想の啓発を行う。	0 (0)	0	B 路上駐車等の防止のため、継続的に啓発し地域住民への浸透を図る。
⑤ 橋梁長寿命化事業	任意自治	インフラ	「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、本町が管理する橋梁に対して、予防的な修繕及び補修を行う。	16,783 (19,003)	9,000	B 点検業務及び修繕工事を実施し、橋梁の長寿命化を図る。
⑥ 地下道維持管理事業	任意自治	インフラ	地下道の機能維持のため、地下道ポンプ、防犯カメラ、地下道照明の適正な維持管理を行う。	3,874 (5,029)	4,795	B 地下道の照明やポンプの適正な維持管理を行い、防犯や降雨時の冠水対策に努める。
⑦						
⑧						
(a) 決算額・予算額 計				89,351 (105,046)	134,715	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業
<人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： **公園・緑地**

担当課	建設課(・産業・環境政策課)
-----	----------------

I. 令和5年度 施策評価

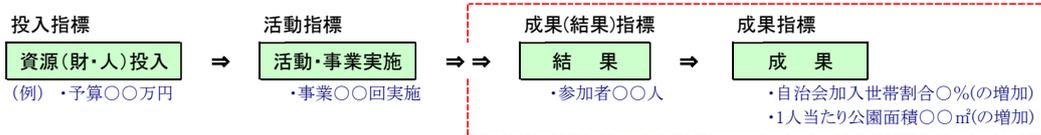
1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます 節 第4節 公園・緑地
成果目的(総合計画基本方針)	地域住民の憩い・ふれあいの場の創出と防災空間としての機能等を確保します。住民とともに適切な維持管理を推進します。
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度
第5次総合計画策定時の課題	公園・緑地は、子どもからお年寄りまで地域住民がふれあえるコミュニティの場として、重要なオープンスペースです。また、災害時における避難場所や延焼防止など防災機能を有する場としても非常に重要であり、計画的な配置・整備が必要です。 安全で快適な公園の利用を確保するため、老朽化傾向にある公園の計画的な改修・整備が必要です。 やすらぎを提供する場として、公園・緑地の美観の保全・向上を図るため、地域の住民とともに公園の清掃・維持管理を行い、公園に対する愛着・美化意識の高揚を図ることが必要です。
総合計画基本計画(項目)	①公園・緑地の整備 ②河川緑地の整備 ③住民との協働による緑化活動の促進
主な事務事業の取組内容	個性あふれる公園整備事業や中央公園の拡充整備の検討、また公園維持管理の充実、公園施設の安全管理

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 公園設置数	箇所	42(H26)	44	43	43	47
【 5次総計目標 】 住民ひとり当たり公園面積	m ²	4.37(H26)	4.82	4.87	4.91	4.79
【 活動指標 】 公園清掃謝礼交付自治会等数	自治会	19	22	18	19	21
【 活動指標 】 花壇整備助成自治会数	自治会	9	9	5	8	10
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) … 指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	110,531
令和 5 年度 決算額 (a)	82,708
令和 6 年度 予算額 (b)	88,885

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 『中央公園改修・拡充整備事業』においては、中央公園周辺の農家との連携による「農」の発信(アウトドアダイニング)や、新たな住民主体組織育成WS(R4実施)の参加者が主体となった、様々な公園の利活用に取組むことができた。また、事業者公募要項の策定にあたり、各種条件整理などを行った。 『公園維持管理事業』については、公園の遊具安全点検を実施し対策が必要な遊具について、優先順位が高いものから改修等を行った。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 事務事業の構成等の妥当性については、個々の事務事業の取組内容の進捗管理について調整は必要であるが、総合計画にあげている内容を実現していくうえでは、概ね妥当な構成となっている。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> ・国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 ・上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
		公園・緑地は、地域コミュニティの場や子どもの遊び場、災害時における避難場所、延焼防止など多様な機能が求められており、それらの機能を総合的に発揮できるよう計画的な整備・充実が必要であるが、管理対象公園が増加していく中で、樹木や遊具、清掃の管理が追いつかなくなってくる可能性がある。
施策の方向性	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> ・次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針とその理由を記入する。 ・町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
		総合計画や都市計画マスタープランに位置付けられている諸施策を推進するとともに、公園清掃等自治会等協働事業に代表される住民との連携強化を図りながら適正な公園の維持管理に努める。また遊具等は安全点検を定期的実施し、問題が生じる前に対策を講じることで、安心・安全で快適に利用できる環境づくりに努める。

II. 第5次総合計画期間（平成28年度～令和5年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。	
	施策指標における実績値については、概ね目標値に近い数値となっているが、公園清掃などの日常的な公園維持管理については、自治会員の高齢化により公園清掃等が困難になっているとの相談を多く受けるようになり、一部公園においては、町委託業務により対応している。 今後、同様の相談が増加することが予想されるため、公園維持管理のあり方について検討する必要があると考える。		
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<観点>	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。	
	第5次総合計画及び都市計画マスタープランにおいて、「町のふれあい交流拠点となる中心的な公園として、施設改修による機能拡張・充実を図る」と定めているが、主な取組みとして、久御山中央公園において、『まちのがっこう』の開催や住民主体組織の育成を行い、上記目標達成につながる『まちのにわ構想』具現化を推進することができた。		

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 中央公園改修・拡充整備事業	任意自治	インフラ	中央公園の機能充実を図るため、公園の拡充検討を行うとともに、適切な施設改修を行う。	24,455 (31,000)	29,629	B 久御山中央公園の機能充実を図るための検討や再整備事業者の公募要項作成・選定を行う
② 個性あふれる公園整備事業	任意自治	インフラ	地域に根ざした個性あふれる公園整備を行うため、老朽化傾向にある公園について、計画段階から地域住民が参画したなかで公園整備を進める。	0 (0)	0	F 休止
③ 公園維持管理事業	義務自治	インフラ	公園(中央公園、街区公園、木津川河川敷運動広場等)の機能を保持するため、樹木剪定、草刈、清掃などの適正な維持管理を行うほか、中央公園、街区公園等の遊具等の安全点検を隔年ごとに実施し、安全で適切な遊具設置、改修を行う。また、中央公園及び木津川河川敷運動広場の屋外有料施設の管理を指定管理者により行う。木津川河川敷運動広場が冠水した場合に、整地等の復旧作業を行う。	57,564 (63,484)	58,416	B 清掃については、現状に合わせた適切な頻度、回数で実施する。また、高齢化が進む各自治会において、清掃活動に取組みやすい環境整備(芝刈り機購入など)を図る。
④ 公園清掃等自治会等協働事業	任意自治	経常	身近な公園の維持管理等を自治会と町が協働して進めるため、日常の清掃を自治会に依頼するとともに、自治会が花壇等に植栽される花苗代等の補助を行う。	689 (1,844)	840	B 自治会と連携して事業実施する。
⑤ 地域緑化推進事業 (産業・環境政策課)	任意自治	経常	地域緑化を推進するため、緑の募金活動により集まった募金で、町内公共施設に植樹を行う。	0 (0)	0	B 募金を継続するとともに、地球温暖化防止の啓発に努める。
⑥						
⑦						
⑧						
(a) 決算額・予算額 計				82,708 (96,328)	88,885	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 - 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
 - 施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業
- <人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： **河川・治水対策**

担当課	建設課
-----	-----

I. 令和5年度 施策評価

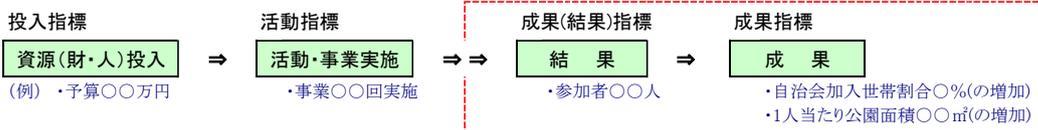
1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます 節 第5節 河川・治水対策
成果目的 (総合計画基本方針)	集中豪雨による短時間の雨水流入をはじめ、水害の発生を抑制する治水対策を推進します。 河川管理の強化で浸水被害の抑制・減災を推進します。
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度
第5次総合計画 策定時の課題	本町内には、宇治川と木津川が流れ、南東から北に向かって古川が流れています。これら一級河川と準用河川である大内川、さらに荒見・佐山・大内都市下水道や巨椋池排水幹線などがあります。近年の集中豪雨の発生など、低地に位置する本町の治水・内水排除対策は非常に重要であり、また、上流域の宇治市、城陽市や京都市を含めた流域全体で連携を図ることが重要です。 河川の洪水対策については、国・京都府による積極的な河川堤防の補強・整備が求められます。 治水機能を確保するため、河川・排水路の維持管理の充実や都市下水道の機能維持が重要です。
総合計画基本計画(項目)	①治水対策の促進 ②雨水貯留対策の推進 ③河川の維持管理の強化 ④河川美化の推進
主な事務事業の 取組内容	安全な河川環境の整備に向けての河道整備や事業促進を国・府に要望し、また、浸水等による被害を防止するため、維持管理の充実や、河川管理体制を強化するため治水・排水施設等の保守点検を実施する。あわせて河川の美化、愛護を推進するため不法投棄防止の啓発や、雑草除去等を行う。

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 久御山排水機場ポンプ設置数	基	3	3	3	3	4
【 】						
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

	令和 4 年度 決算額	令和 5 年度 決算額 (a)	令和 6 年度 予算額 (b)
(千円)	127,991	108,651	580,280

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 令和元年度に排水路施設の適切な維持管理に向け、策定したストックマネジメント計画に基づき、令和3年度から実施している佐山排水機場改修工事の更新工事(第2期:R5・R6の2箇年工事)を実施し、中央公園再整備及びみなくるタウン整備に伴う雨水貯留施設の設計業務を実施した。 また、排水路の浚渫や草刈など、住民や自治会からの要望等による排水路整備、大内サイホンの施設改修等を実施した。	
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 平成29年度に内水排除対策検討業務にて整理した雨水貯留施設整備方針及び令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、内水排除対策を進めていくとともに、町内の排水路の整備や浚渫・草刈などを実施することにより、住環境の改善や安心・安全の確保を図っていく事業であり、妥当性が高い。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
		近年甚大な被害をもたらすゲリラ豪雨や大型台風の接近により、低地に位置する本町では水害による甚大な被害が予想される。また、集落内の側溝や排水路については、老朽化や土砂の堆積により、十分な機能を果たせていないことも懸念される。
施策の方向性	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針とその理由を記入する。 町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
		河川環境の整備に向けての河道整備や事業促進を引続き国・府に要望し、また、下水道整備(雨水貯留施設整備)や町内の側溝、排水路の整備、維持管理の充実を図る。

II. 第5次総合計画期間（平成28年度～令和5年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。	
	平成29年度に内水排除対策検討業務にて内水排除対策として雨水貯留施設整備方針を整理し、令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づき佐山排水機場の施設更新工事を実施しており、中央公園再整備及びみなくるタウン整備の進捗に合わせ雨水貯留施設整備を令和4年度から実施している。また、町内の排水路の整備、大内サイホン施設の設備更新の実施や浚渫・草刈など継続して実施したことにより、住環境の改善や安心・安全を確保することができた。		
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<観点>	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。	
	平成29年度に内水排除対策検討業務にて方針を定めた雨水貯留施設整備及び令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づいた佐山排水機場施設更新が計画的に実施できており、町内の排水路整備、浚渫や草刈等の維持管理業務についても計画的に実施できた。		

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 内水排除対策事業 (下水道事業)	任意自治	インフラ	雨水排水上の課題や問題点に対し、町内で発生する浸水を解消するため、事業費や浸水軽減効果等を比較検討した上で対策方法を決定し、計画的に内水排除対策事業を進める。	34,371 (40,916)	505,960	A 令和元年度に策定したストックマネジメント計画に基づく佐山排水機場の施設更新を実施するとともに、中央公園整備及びみなるタウン整備の事業進捗に合わせ雨水貯留施設整備を実施する。
② 巨椋池排水対策推進事業	任意自治	インフラ	巨椋池地域の排水機能を確保するため、巨椋池地域に流入する農地・市街化区域の雨水を排除する水路管理及び巨椋池排水機場の運転管理に係る経費を負担する。	22,506 (22,891)	2,872	B 施設の機能維持及び安全性を確保するため、引き続き経費負担を行う。
③ 排水路等改修整備事業	任意自治	インフラ	町内の水路及び地区内排水路等の機能を保持するため、適正な改修整備を行う。	7,453 (9,763)	5,900	B 町内の水路及び地区内排水路等の機能を保持するため、排水困難箇所の整備に努める。
④ 河川水路維持管理事業	任意自治	インフラ	町内河川及び小水路の機能や環境を保全するため、適正な維持管理を行う。	29,253 (33,488)	13,186	B 町内河川及び小水路の機能や環境を保全するため、適切に維持管理を行う。
⑤ 雨水排水路維持管理事業 (下水道事業)	任意自治	インフラ	排水路(旧・都市下水道)の排水機能を確保するため、適正な維持管理を行う。	10,391 (12,316)	46,379	B 排水路の適切な維持管理に努める。
⑥ 佐山排水機場維持管理事業 (下水道事業)	任意自治	インフラ	佐山排水機場の機能を保持するため、適正な維持管理を行う。	4,677 (7,757)	5,983	B 佐山排水機場の適切な維持管理に努める。
⑦ 河川の正しい利用と愛護思想啓発事業	任意自治	経常	河川の正しい利用への理解と関心を高め、河川愛護思想の普及を図るため、河川愛護月間(7月)に啓発を行う。	0 (0)	0	B 地域住民への浸透を図るため、啓発を継続的に行う。
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計 (a)				108,651 (127,131)	580,280	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
- 施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業

<人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： **上水道**

担当課	上下水道課
-----	-------

I. 令和5年度 施策評価

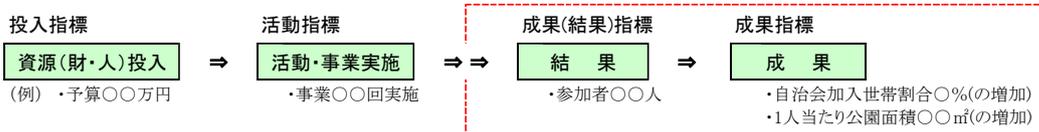
1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます 節 第6節 上水道
成果目的 (総合計画基本方針)	良質な水の安定的な供給を推進します。(平時・緊急時) 水道事業の経営基盤の安定を図ります。 水道事業経営を健全にするため、「久御山町水道事業ビジョン」を推進します。
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度
第5次総合計画策定時の課題	人口の減少や節水意識の定着により水需要の減少傾向が続く中で、水道事業にとっては厳しい経営状況となっています。今後も、水の安定供給を図るため、水道施設や管路の計画的な更新や維持管理を行っていく必要があります。 大規模災害時にも、安全で安心な水を安定的に供給するため、浄水施設に引き続き、重要管路や老朽化した管路の耐震化を計画的に進める必要があります。
総合計画基本計画(項目)	①良質な水の安定供給 ②緊急時における供給体制の確保 ③水道事業経営の健全化
主な事務事業の取組内容	水道施設維持事業、給水装置設置事業、給水装置等維持管理事業、水質検査事業、配水管改良事業、配水管維持事業、「水道事業ビジョン」推進事業、水道広報事業

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 重要管路の耐震化率	%	39(H26)	86	76	85	100
【 5次総計目標 】 鉛管の残存数	件	1,464(H26)	559	1,045	1,025	0
【 成果指標 】 有収率(総有収水量÷総配水量×100)	%	94.2	97.5	98.7	98.2	97.5
【 成果指標 】 経常収支比率(経常収益÷経常費用×100)	%	101.8	100.0	91.4	91.1	110.0
【 】						

(注) 指標の区分(考え方) ……指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	184,338
令和 5 年度 決算額 (a)	181,923
令和 6 年度 予算額 (b)	278,284

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 「久御山町水道事業ビジョン」及び「久御山町水道事業経営戦略」の策定により、一定の推進が図られている。 なお、経営健全化に向けた取組を継続的に実施しているが、京都府営水道(受水費)の増額や動力費の高騰により非常に厳しい経営環境にあり、令和5年度は経常収支比率が100%を下回る結果となっている。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 概ね妥当であるが、今後は令和4・5年度の2箇年で「久御山町水道事業ビジョン」及び「久御山町水道事業経営戦略」の両計画を見直し、併せて1つの計画として改定するなかで、新たな目標を立て、その目標達成のための諸施策の推進を図っていく。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
		<ul style="list-style-type: none"> ■国・府の社会情勢や法制度の変化 — ■上記変化への対応が必要となる町の課題 —
施策の方向性	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針かとその理由を記入する。 町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
		<ul style="list-style-type: none"> ■本施策の今後の方向性(拡充、維持、縮小/廃止) 経営基盤強化への取組を進める必要がある、これまでの基本方針を維持していく。 ■町として必要な課題に対する取り組みの方針 「久御山町水道事業ビジョン」を推進する。

II. 第5次総合計画期間（平成28年度～令和5年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。	
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<観点>	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。	
<p>「久御山町水道事業ビジョン」及び「久御山町水道事業経営戦略」の策定により、一定の推進が図られている。経営基盤の安定を図るためには、課題が多く予定している料金改定を実施したとしても、まだ安定とは言いがたい状況であるため、今後も「久御山町水道事業ビジョン」に基づきより一層の経営効率化と経営基盤の強化を図る必要がある。</p>			

(参考)
施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 水道施設維持事業 (水道事業)	任意自治	インフラ	水の安定供給を図るため、計画的な施設更新及び修繕を進める。	18,541 (30,861)	44,858	B 浄水場維持管理 漏水修理及び舗装復旧
② 給水装置設置事業 (水道事業)	任意自治	経常	水道事業の適正な運営をするため、給水申請に基づき、設計審査及び工事の立会・検査等を実施する。	0 (1,540)	0	B 給水申請に基づき、設計審査及び工事の立会・検査等を実施する。
③ 給水装置等維持管理事業 (水道事業)	任意自治	インフラ	給水装置等の機能維持を確保するため、配水管及び給水装置からの漏水調査を行い、早期の発見に努める。	17,369 (21,989)	22,652	B 検針業務 量水器交換業務・量水器購入
④ 水質検査事業 (水道事業)	任意自治	経常	安全な水を安定的に供給するため、水道法に基づく検査項目に加え、独自の水質検査を実施する。	5,642 (11,032)	7,139	B 定期水質検査 水質検査用採水業務 赤痢菌検査
⑤ 配水管改良事業 (水道事業)	任意自治	インフラ	安定した給水を確保するため、重要施設への基幹管路の耐震化について改修計画をもとに事業の推進を図るとともに、老朽化した配水管の更新を進める。	115,654 (121,429)	179,289	B 配水管布設替工 舗装工事 設計委託
⑥ 配水管維持管理事業 (水道事業)	任意自治	インフラ	無収水量の削減、道路陥没事故等の防止を図るため、漏水調査及び漏水修繕を行う。	15,170 (17,095)	14,190	B 漏水調査 漏水修繕 修繕跡舗装復旧
⑦ 「水道事業ビジョン」 推進事業 (水道事業)	任意自治	政策	水道事業の長期的、持続可能な運営体系の構築を図るため、「水道事業ビジョン」及び「経営戦略」で策定した計画に基づき諸施策の推進を図る。	9,126 (12,591)	9,530	B 「水道事業ビジョン」及び「経営戦略」で策定した計画に基づき諸施策の推進を図る。また、「水道事業ビジョン」及び「経営戦略」の両計画を一つの計画として改定する。
⑧ 水道広報事業 (水道事業)	任意自治	経常	水の大切さや水道事業の内容を理解してもらうため、広報紙やホームページ等の活用により情報提供を充実するとともに、施設見学などを実施する。	171 (2,866)	189	B 広報紙やホームページ等による啓発を行うとともに、施設見学等を通じて、水に対する意識の醸成を図る。
⑨ 上下水道事業経営 審議会事業 (水道事業)	任意自治	政策	上下水道事業の経営に関する事項その他上下水道事業に関し、必要な事項について調査及び審議を行う。	250 (2,560)	437	B 「水道事業ビジョン」と「経営戦略」の両計画を一つの計画として改定するための協議・検討を行う。
⑩						
(a) 決算額・予算額 計				181,923 (221,963)	278,284	(b)

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

- <区分1>
 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)
- <区分2>
 政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)
 施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業
- <人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

- <取組方針>
 新: 新規事業
 A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
 B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
 C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
 D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
 E: 統合(今後、他事務事業と統合)
 F: 終了・休止・廃止

施策名(節)： 下水道

担当課

上下水道課

I. 令和5年度 施策評価

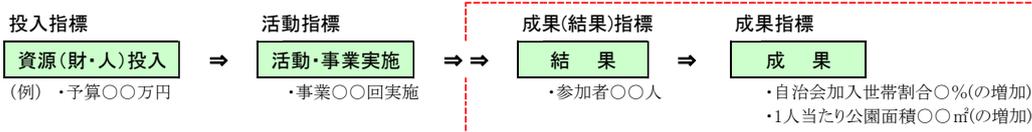
1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます 第7節 下水道
成果目的 (総合計画基本方針)	排水処理施設・設備の維持管理を推進します。 下水道事業の経営基盤の安定を図ります。	
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度	
第5次総合計画策定時の課題	下水道施設は、生活排水や工場排水などの汚水の排除により快適な生活環境の確保、河川等の水質保全など大事な役割を担っています。本町の下水道は、昭和57年度に木津川流域関連公共下水道、昭和58年度に大橋辺地区の単独公共下水道に着手し、計画的・効率的に整備を進めてきており、平成28年度には概ね整備が完了する予定です。今後は、限られた財源を有効に活用する中で、適正な維持管理を行い、長期的・効率的な事業運営を行っていくことが必要です。 公営企業会計への移行を平成29年度に予定しており、安定した経営を持続していくためには、老朽化した施設の長寿命化計画の策定や未接続家屋への普及活動など、経営基盤強化への取組を一層進めることが必要です。	
総合計画基本計画(項目)	①下水道施設の整備と維持管理の推進 ②下水道事業経営の健全化	
主な事務事業の取組内容	終末処理場の建設及び維持管理費の負担、公共下水道の整備、下水道管渠の維持管理、水質検査業務、普及促進業務など。	

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】 整備面積	ha	497(H26)	521.7	517.6	517.6	564.7
【 5次総計目標 】 接続率	%	91.5(H26)	95	92	92	99
【 成果(結果)指標 】 人口普及率(下水道処理人口÷行政人口×100)	%	99.2	99.8	99.8	99.8	99.9
【 成果(結果)指標 】 人口水洗化率(水洗化人口÷行政人口×100)	%	95.0	96.3	94.6	94.7	96.4
【 成果(結果)指標 】 処理人口水洗化率(水洗化人口÷供用開始処理人口×100)	%	95.7	98.7	94.7	94.8	99.7

(注) 指標の区分(考え方) …指標を設定し、この施策では、どのような「手段(事業)」によって「対象」にはたらきかけ、「対象をどのようにしたいか」を明確に。「手段」によって、「対象がどのように変化したか」を表す「成果指標」の設定が重要。



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	295,064
令和 5 年度 決算額 (a)	305,567
令和 6 年度 予算額 (b)	428,117

4. 施策の評価 <Check>

成果目的と指標の達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 令和5年度は下水道整備工事を行っておらず、人口普及率は前年度と同じ99.8%となっている。 人口水洗化率は0.1%増の94.7%、処理人口水洗化率は0.1%増の94.8%で、継続的に実施している個別訪問等による勧奨活動により、着実に接続率等は上昇している。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 昭和57年度の下水道事業着手以降、計画的・効率的に下水道整備を進め、人口普及率は99.8%に達している。なお、残る未整備地域の整備については、上下水道事業経営審議会において、合併浄化槽による整備も含めて、整備方法を検討することとする旨の意見があったため、個別に整備方法等の検討を行うこととしている。一方、事業開始から約40年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、適切な維持管理及び計画的な改築更新の必要性が高まってきている。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する
		<ul style="list-style-type: none"> ■国・府の社会情勢や法制度の変化 — ■上記変化への対応が必要となる町の課題 —
施策の方向性	<観点>	<ul style="list-style-type: none"> 次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針とその理由を記入する。 町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。
		<ul style="list-style-type: none"> ■本施策の今後の方向性(拡充、維持、縮小/廃止) 経営基盤強化への取組を進める必要があり、これまでの基本方針を維持していく。 ■町として必要な課題に対する取り組みの方針 「久御山町下水道ビジョン」を推進する。

II. 第5次総合計画期間（平成28年度～令和5年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。 久御山町の下水道普及率は99.9%に達し、下水道管渠の整備は概ね完了しており、令和3年度から枝線整備は実施していない状況であり、今後は、下水道施設の適正な維持管理を実施する必要性がある。また、未接続世帯等への普及活動を継続的に実施しているところである。地理的・地形的または技術的な要因により下水道整備が困難な未整備地区も存在することから、課題を個別に整理し、課題解決に向けて検討していく。	
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	B	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<観点>	別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。 久御山町下水道ストックマネジメント計画及び久御山町公共下水道修繕・改築計画に基づき、計画的な点検・調査及び修繕・改築を進めてきたところである。今後、将来の区域内処理人口は減少する傾向があることから、下水道使用料も減少すると予想しており、限られた財源のなかでの効果的な下水道施設の管理を実施していく必要がある。令和4年に策定した久御山町下水道ビジョンに基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めていく。	

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① スtockマネジメント計画策定及び公共下水道施設長寿命化計画策定事業(下水道事業)	任意自治	政策	維持管理業務全体を体系化し、中・長期的な維持管理に係る方針や計画を策定し、計画的・効率的に行える体制を整備する。	12,100 (15,180)	17,468	B 今後の下水道事業運営で重要となってくる維持管理について、計画的・効率的に実施するために行う。
② 木津川流域下水道事業推進事業(下水道事業)	任意自治	インフラ	木津川流域下水道の終末処理場の計画的な建設を推進するため、事業費の一部を負担する。	31,065 (34,530)	68,766	B 木津川流域下水道の終末処理場の計画的な建設は久御山町のまちづくりにとっても必須であり、継続して事業費の一部を負担する。
③ 木津川流域下水道事業維持管理推進事業(下水道事業)	任意自治	インフラ	広域的な下水道事業を推進するため、木津川流域下水道及び単独公共下水道の維持管理に係る費用を京都府及び京都市に対して負担する。また、川北排水機場の維持管理に係る費用を八幡市に対して負担する。	197,068 (200,533)	233,682	B 木津川流域下水道及び単独公共下水道の維持管理に係る費用を継続して京都府及び京都市に対して負担する。また、川北排水機場の維持管理に係る費用を継続して八幡市に対して負担する。
④ 公共下水道整備事業(下水道事業)	任意自治	インフラ	快適で住みよい生活環境の実現のため、事業認可計画に基づき公共下水道の整備及び改築を行う。	32,662 (37,667)	57,832	B 未整備地域については上下水道事業経営審議会の意見を踏まえ、整備方法の再検討を行う。また、老朽化する施設については、計画的に改築更新を行う。
⑤ 公共下水道維持管理事業(下水道事業)	任意自治	インフラ	公共下水道の機能を確保するため、下水道管渠、マンホールポンプ等の維持管理を行う。	32,672 (44,607)	50,285	B 公共下水道の機能を確保するため、下水道管渠、マンホールポンプ等の維持管理を継続して行う。
⑥ 下水道広報事業(下水道事業)	任意自治	経常	下水道の普及と事業の促進を図るため、広報誌やホームページ等を通じて啓発を行う。	0 (3,465)	64	B 接続率・水洗化率の向上を目指して、下水道接続の啓発を継続して行う。
⑦ 便所水洗化改造普及事業(下水道事業)	任意自治	政策	下水道接続の普及と経費の支援をするため、便所水洗化改造資金融資の利用者が支払う利子を融資時から5年間補給する。	0 (770)	20	B 水洗便所の普及促進を図り、環境衛生の向上に資することを目的として、継続して久御山町便所水洗化改造資金融資あっせんを行う。
⑧ 上下水道事業経営審議会事業(上下水道事業)	任意自治	政策	上下水道事業の経営に関する事項その他上下水道事業に関し、必要な事項について調査及び審議を行う。			下水道ビジョンの事後検証等を実施する。
⑨ 「下水道ビジョン」推進事業(下水道事業)	任意自治	政策	下水道事業の長期的、持続可能な運営体系の構築を図るため、「下水道ビジョン」で策定した計画に基づき諸施策の推進を図る。	0 (1,155)	0	B 令和3年度に策定した久御山町下水道ビジョンを推進する。
⑩						
決算額・予算額 計 (a)				305,567 (337,907)	428,117	(b)

施策名(節)： **自然・環境保全**

担当課

産業・環境政策課

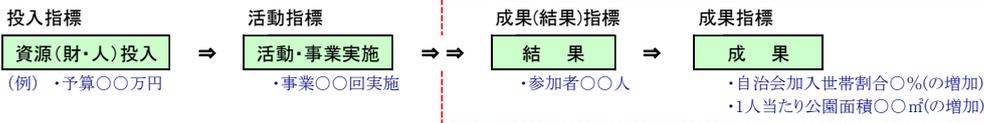
I. 令和5年度 施策評価

1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます 第8節 自然・環境保全
成果目的 (総合計画基本方針)	環境保全団体への活動助成に加え、自然環境保全等に関わる人材育成に努めます。 久御山町豊かな心づくり推進協議会の活動を通して、環境美化運動への意識啓発を図ります。 住民や関係者との連携による、公害のない美しいまちづくりを推進します。	
施策の実施期間	平成 28 年度 ~ 令和 7 年度	
第5次総合計画策定時の課題	木津川や宇治川などの自然環境や町内の田園風景は、町の魅力ある景色・風景として、質の高い地域環境や美しい景観を形成していくために、その保全と活用が求められています。しかし、町内における環境保全活動では、自主的な活動をされている地域住民の高齢化が課題となっています。これら団体との連携を強化するとともに、若い世代に自然環境保全の意義や重要性を伝え、自然を愛する意識の高揚を図ることが必要です。 近年の幹線道路整備により、ごみの不法投棄が増えています。美しいまちなみを保つため、不法投棄の防止が課題です。 人口減少や高齢化社会の進行により、今後、管理されない空き家、空き地の増加が予想され、雑草繁茂や害虫発生等の衛生問題への対応が必要です。	
総合計画基本計画(項目)	①自然環境の保全と住民活動の促進 ②公害・不法投棄対策の推進 ③環境衛生の確保	
主な事務事業の取組内容	桜並木保全活動補助、自然観察会の開催、久御山町豊かな心づくり推進協議会活動補助、犬のふん害防止の取組、ごみの不法投棄対策、大気・河川・騒音等の環境測定、犬等の適正飼養指導、苦情処理対応	

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27 当初実績	R 2 総計中間目標	R 4 実績値	R 5 実績値	R 7 総計目標
【 5次総計目標 】「さわやかクリーンキャンペーン」への参加率	%	36	55	45	48	65
【 成果(結果)指標 】不法投棄苦情処理	箇所	10	—	0	1	—
【 成果(結果)指標 】苦情処理	件	222	—	58	64	—
【 】						
【 】						



3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	31,755
令和 5 年度 決算額 (a)	35,317
令和 6 年度 予算額 (b)	35,523

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 さわやかクリーンキャンペーンの取組については、参加団体が前年度より3団体、539人の増加となった。また、自治会については、38団体のうち33団体の参加協力があり、前年度より4団体の増加となった。参加者数の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響により、清掃活動を中止していた団体や少人数で実施していた団体等がコロナ前の状態に戻ったことが考えられる。今後とも当キャンペーンの意義を粘り強く啓発し、参加団体のさらなる増加に努める。 不法投棄については、令和5年度は1件であった。職員による環境パトロールを引き続き実施していく。 公害苦情処理については、前年度よりも6件増加した。苦情処理については、原因者が判明することがほとんどなく、案件によって解消に至るにも相当の時間を要するため、件数の増減で一喜一憂することができない。	
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 環境パトロールや騒音・河川の水質調査などについて、概ね妥当だと考える。また、雨水の利活用による環境負荷の低減を目的に雨水貯留施設の設置費の一部補助をはじめ、その他の自然・環境保全施策についても妥当と考える。	

5. 施策の今後の方向性 <Action>

今後発生が予測される課題	<p><観点></p> <ul style="list-style-type: none"> 国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する <p>■国・府の社会情勢や法制度の変化 インターネットやSNSの普及により情報があふれ、近隣との関係が希薄になってきている影響から住民や事業所からの公害苦情が複雑かつ多様化してきており、環境法令等だけで指導・解決できないものが増えてきている。原因者、苦情者ともに納得・解決できない事案の増加が懸念される。</p> <p>■上記変化への対応が必要となる町の課題 公害苦情においては、法令等の規制基準内であっても苦情者の感覚により苦情を申し立てる事案が多く、双方が納得できる解決が難しい。また、近隣同士の関係性の悪化に基づく苦情も多いことから、中立的な立場から双方の意向を尊重しつつ、解決の糸口を丁寧に探していくことが必要となる。</p>
	<p><観点></p> <ul style="list-style-type: none"> 次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針とその理由を記入する。 町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針を記入する。 <p>■本施策の今後の方向性(拡充、維持、縮小/廃止) 維持</p> <p>■町として必要な課題に対する取り組みの方針 苦情対応の取組方針については、前述にも記載のとおり、原因者・苦情者双方の意向を尊重しながら中立的な立場で適切に処理を進めるとともに、迅速に対応することで被害の拡大防止に努める。 あわせて、久御山町環境基本条例に定められた基本理念を広く周知、浸透させることで環境保全に対する意識の醸成を図り、公害の防止や環境衛生の保全につなげる。</p>

II. 第5次総合計画期間（平成28年度～令和5年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間(平成28年度～令和5年度)について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

施策の指標の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	C	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<p><観点> 別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。</p> <p>施策の成果を測る指標として、「さわやかクリーンキャンペーン」への参加率を掲げているが、近年の参加率は40%台から50%台で推移している。クリーンキャンペーン自体の取組については、一定住民に認識されていると思われるが、積極的に参加する団体と不参加の団体が二極化しており、目標の65%の達成はやや厳しい状況である。 今後はクリーンキャンペーンの取組の意義や重要性を伝えるため、より一層の啓発活動を実施するとともに、地域の環境保全を自分事として捉えるような意識醸成を図る取組を推進する。</p>		
成果目的の達成度	平成28年度～令和5年度評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。
	計画最終年度(令和7年度)の達成見込み	C	A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。
	<p><観点> 別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。</p> <p>久御山町豊かな心づくり推進協議会等の継続的な活動により、環境美化に関する各種の取組は広く浸透していると考えられるが、住民・事業者の主体的な活動や行動変容にまで至っていないと考えられる。一方で、苦情処理件数や不法投棄苦情処理件数などは近年減少傾向となっており、環境パトロール等の取組が結果したものと考えられる。 今後は、久御山町豊かな心づくり推進協議会等の活動の幅を広げ、住民・事業者等が自然環境保全活動や環境美化活動を主体的に実行するような訴求効果の高い取組を検討し、推進していく。</p>		

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要 (実施計画)	令和 5 年度	令和 6 年度	
				決算額 (人件費含むフルコスト)	予算額	取組方針
① 自然環境保全事業	任意自治	経常	自然環境の保全と環境意識の向上のため、前川桜並木の保全管理を行っている団体に対し補助を行うとともに、自然に親しむ環境教育を行う。また、雨水の利活用による環境負荷の低減を目的に、雨水貯留施設を設置する際に補助を行う。	1,101 (1,682)	2,058	B 前川桜並木の保全管理を行なっている団体に対し、補助を継続していく。 小学生を対象に自然に親しむ環境学習を行なう。 雨水貯留施設を設置する住民や事業者に対して、継続して補助を行なうとともに、申請者数を増加させるため、補助制度の案内チラシを町内全戸に配布する。
② 町民運動推進事業	任意自治	経常	まちの環境美化活動等を広く住民に働きかけるため、環境美化活動を推進する「久御山町豊かな心づくり推進協議会」の活動に対し補助を行うとともに、町内環境美化の啓発を行う。	487 (2,951)	800	C 当該事業に対する補助を継続していくとともに、住民・事業者・行政がパートナーとして連携していくことができる自立した組織となるよう、新組織体制への移行を検討する。
③ 犬等の適正飼養推進事業	義務自治	経常	犬の飼い主に対し、狂犬病予防接種の周知を行うとともに、犬の正しい飼い方の指導、ふんの後始末などに対するモラル向上のための啓発活動等を行う。また、猫の適正飼養のため、避妊・去勢手術費の補助を行う。	331 (1,640)	426	B 犬の適正飼養の啓発や狂犬病予防注射の周知を継続していく。 猫の適正飼養のため、避妊・去勢手術費の補助を継続していく。
④ 地域環境啓発事業	任意自治	経常	地域の環境美化のため、ごみの不法投棄の未然防止や犬のふん害防止の啓発活動を行う。	210 (1,449)	186	C 地域住民や事業所と連携・協働し、効果的なパトロールとなるよう検討を行なう。
⑤ 環境管理事業	任意自治	経常	まちの適正な環境を保全管理するため、住民等から寄せられる苦情等に対し、適切な対応を行う。また、騒音等を発生させる機械や工事の適正履行を指導するとともに、町内の騒音や河川の水質等の現況を調査する。また、光化学反応による大気汚染緊急時体制、PM2.5に係る注意報発令時の連絡体制を整備し、対策を講じるとともに住民への周知を行う。	2,498 (7,090)	3,909	B 前年度事業レベルで事業を継続していく。
⑥ 害虫駆除事業	任意自治	経常	蜂駆除用の防護服を住民に貸し出すなど、蜂の駆除支援を行う。スズメバチについてはスズメバチ駆除費補助金により、住民等に対して営巣駆除に要した費用の一部を補助する。	117 (1,048)	100	B 前年度事業レベルで事業を継続していく。
⑦ し尿処理事業	義務自治	経常	適正なし尿のくみ取りを城南衛生管理組合において行う。また、し尿浄化槽の適正な維持管理を指導する。	30,503 (30,734)	27,974	B 前年度事業レベルで事業を継続していく。
⑧ 衛生保全事業	義務自治	経常	公衆衛生の向上のため、施設等の適正な維持管理を指導する。	70 (609)	70	B 前年度事業レベルで事業を継続していく。
⑨						
⑩						
決算額・予算額 計 (a)				35,317 (47,203)	35,523	(b)

施策名(節)：循環型社会

担当課

産業・環境政策課
(・住民課・企画財政課)

I. 令和5年度 施策評価

1. 施策の基礎情報 <Plan>

総合計画上の位置付け	章 節	第2章 人と企業が定着したくなる基盤を整えます 第9節 循環型社会
成果目的 (総合計画基本方針)		住民や事業者に対して地球温暖化防止に関する啓発を行い、新エネルギー利用への取組を支援・促進するとともに、行政自らも「久御山セービングプラン」の実践による率先した取組を進めます。 「環境基本条例」及び「環境基本計画」を策定し、住民・事業者・行政が協働して環境負荷の少ないまちづくりを進めます。 廃棄物の発生抑制と適正な循環的利用や処分を行うことで資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会の構築をめざします。
施策の実施期間		平成 28 年度 ~ 令和 7 年度
第5次総合計画策定時の課題		近年、多種多様な原因による環境への負荷の増大が深刻な問題となっており、本町の实情に見合った「環境基本条例」の制定や「環境基本計画」を策定し、住民、事業者、行政の責務を明確にする必要があります。 太陽光発電システム設置費の補助が終了したことで、今後は太陽光発電に代わる環境にやさしい自然エネルギーの普及を進めていく必要があります。 家庭系ごみ排出量は、可燃物において年間収集量・一人一日当たり排出量とも長期的には減少傾向にある一方、不燃物ではいずれも一進一退となっています。 ごみの排出抑制と再生利用の推進を図るため、再生資源集団回収補助事業の継続や使用済小型家電の再資源化に向けた取組が必要です。
総合計画基本計画(項目)		①環境に配慮した暮らしの促進 ②廃棄物の発生抑制と資源化の推進
主な事務事業の取組内容		住民向け学習会の開催、久御山セービングプラン取組の点検評価、同プランの取組結果の広報掲載、久御山クールドミノ戦略第5期計画の策定、職員研修の実施、環境教材の配付、再生資源集団回収事業補助、プラマーク製品の分別回収、小型電子機器等再資源化事業、食品ロス削減のためのフードドライブ事業

2. 施策の指標 <Do>

施策指標名(算定式)	単位	H 27	R 2	R 4	R 5	R 7
		当初実績	総計中間目標	実績値	実績値	総計目標
【 5次総計目標 】 可燃ごみ・不燃ごみ排出量の削減(平成26年度基準)	トン・%	3,911(H26)	3,676・6.0%	3,331	3,404	3,496・10.6%
【 5次総計目標 】 リサイクル資源物の排出割合の増加	トン・%	209・5.07%(H26)	241・6.15%	288・7.93%	261・7.12%	299・7.88%
【 5次総計目標 】 使用済小型家電のリサイクル排出量	kg	491(H27目標)	1,000	1,980	2,900	1,500
【 】						
【 】						

3. 施策の事務事業費 <Do>

(千円)

令和 4 年度 決算額	223,667
令和 5 年度 決算額 (a)	227,825
令和 6 年度 予算額 (b)	262,659

4. 施策の評価 <Check>

成果目的 と指標の 達成度	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取組結果(指標)について、前々年度実績値に対する『前年度評価』と、総合計画目標年次(H37)目標値に対する『長期評価』の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。	
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度(令和 5 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的・指標の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。	

火災による罹災ごみ(222ト)の影響で家庭系ごみの排出量が増加しているが、それを除くと昨年度より減少している。プラマーク製品を含む資源ごみが概ね減少し排出割合が低下しているが、ごみの発生抑制の観点からも一定評価はできる。
理由としては、ごみ分別辞典「ごみサク」等による住民周知により、住民の排出抑制や適正分別などの意識の向上が図られたためと考える。今後も、ごみの減量化や資源の有効活用に向け、更なる取組の推進を図っていく。

循環型社会の形成を目指す上では住民の協力は必要不可欠であり、行政と一体となって取り組まなければ成果が表れないものとする。ごみの減量化や分別推進は進んでおり、事業内容は妥当である。

5. 施策の今後の方向性 <Action>

<p>今後発生が予測される課題</p>	<p><観点> 国や府の動向を踏まえ、本施策に関連して今後予測される社会情勢や法制度の変化を記入する。 上記変化に対して、次期総合計画の施策立案にあたって町として対応が必要となる課題を記入する</p> <p>■国・府の社会情勢や法制度の変化 令和4年4月「プラスチック資源循環促進法」施行</p> <p>■上記変化への対応が必要となる町の課題 プラスチック資源ごみの一括回収の取組</p>
<p>施策の方向性</p>	<p><観点> 次期総合計画で本施策を拡充、維持、縮小/廃止する方針かその理由を記入する。 町として必要な課題に対し、今後、どのように取り組んでいく方針か記入する。</p> <p>■本施策の今後の方向性(拡充、維持、縮小/廃止) 現在委託しているプラスチック製容器包装の収集運搬業務を仕様変更し対応していく</p> <p>■町として必要な課題に対する取り組みの方針 組合構成市町と連携し、プラスチック資源ごみの収集体制や住民周知等の検討を行う</p>

II. 第5次総合計画期間（平成28年度～令和5年度）の評価

別紙シートを確認しながら、これまでの施策の実施期間（平成28年度～令和5年度）について、1. 施策の評価を実施してください。

1. 施策の評価 <Check>

<p>施策の指標の達成度</p>	<p>平成28年度～令和5年度評価</p>	<p>B</p>	<p>A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。</p>
	<p>計画最終年度(令和7年度)の達成見込み</p>	<p>B</p>	<p>A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。</p>
	<p><観点> 別紙1「施策の各指標の推移」を参考に、上記評価の根拠を、達成できた(できなかった)理由と第6次総合計画の策定に向けた改善点という観点から記入する。</p> <p>生活ごみの排出量は人口推移による所が大きいが、原単位(1人1日あたりの排出量)を見ても年々減少傾向が見られることから、住民のごみの排出抑制、分別の適正化は図られている。 資源ごみのリサイクル率や小型家電の回収等も含め、今後も3Rの推進に向けて取り組んでいく</p>		
<p>成果目的の達成度</p>	<p>平成28年度～令和5年度評価</p>	<p>B</p>	<p>A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。</p>
	<p>計画最終年度(令和7年度)の達成見込み</p>	<p>B</p>	<p>A: 成果目的を達成できる見込みである。 B: 成果目的を概ね達成できる見込みである。 C: 成果目的の一部のみ達成できる見込みである。 D: 成果目的を達成することはできない見込みである。</p>
	<p><観点> 別紙1「成果目的と指標の達成度の評価推移」や別紙2「成果目的と指標の達成度のコメント推移」を参考に、上記評価の根拠を、施策の指標の達成度の結果や指標には表れない定性的な評価の観点から記入する。</p> <p>循環型社会の形成には、いかに再生資源物をリサイクルルートに乗せるかであり、そのためには住民の理解や協力、住民行政が一体となって取り組まなければ成果が表れない。評価期間の結果を見ても住民啓発等の効果は表れており、今後もごみ問題に関する意識の向上を図っていく</p>		

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

Table with columns: 事務事業名, 区分1, 区分2, 事務事業の概要(実施計画), 令和5年度(決算額), 令和6年度(予算額), 令和6年度(取組方針). Rows include ① 温暖化防止活動事業, ② 家庭ごみ収集事業, ③ ごみ処分事業, ④ 家庭ごみ減量推進事業, ⑤ 食品ロス削減推進事業, ⑥ 役場庁舎KES推進事業, ⑦ 決算額・予算額計.

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
經常: 經常的事務事業(主に義務的、經常的に行われている事務事業)
施設: 建物施設の整備・維持管理事業 インフラ: インフラ施設の整備・維持管理事業
<人件費含むフルコスト(決算額)> 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額

<取組方針>

- 新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止